



令和 7 年 5 月 22 日
午前・午後 0 時 43 分 受領

議長	事務局長	係
		

No. 1

令和 7 年 5 月 22 日

愛南町議会議長 吉田 茂生 殿

愛南町議会議員 山本美佐

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 の 要 旨	答弁を求める者
1. 小中学校の健康診断について 愛南町の小学校では、毎年健康診断の一環として採血検査を行っております。 現状、小学4年生と中学1年生は採血検査で、貧血・肝臓腎臓の病気・糖尿・脂質・感染症などを調べていますが、その他の学年は「貧血検査のみ」を目的とする採血検査となっております。 学校保健安全法施行規則第5条では、各学校は毎年6月30日までに健康診断をすることが義務づけられており、その中には、身長・体重・聴力・視力・尿・心臓の検査が含まれていますが、血液検査（採血）は法的項目には含まれておりません。 小児科医にもこの件について聞いてみたところ「全校児童など集団での採血検査はあまり例がない」ということでした。 松山市でも必須になっておりません。 採血は人によっては何度も行わなければならない事や、腕ではなく手の甲や足に針を刺す事もあり、子供たちのトラウマになる可能性も危惧されます。 無症状の健康児に対する毎年の集団採血は、医学的根拠も薄く、軽微な異常値が保護者に負担をかける場合もあ	教育長

ります。

一方で、病気の早期発見に繋がるのが安心という声もあることも事実です。

愛南町は近隣の市町村と比べても、子育て支援や教育支援が充実しているとの評価を得ております。今後もますます充実していく未来を期待しておりますが、振り返り再考する必要性もあると考え、以下の質問をいたします。

- (1) 毎年の集団採血検査になったのはいつからで、どのような経緯で始まったのか。
- (2) 貧血のみの検査の費用対効果はどうなっているか。
- (3) 貧血検査だけの採血の廃止、あるいは高リスク児童への選別的検査への移行や、検査前に保護者への説明と接種への同意・可否確認をすることは考えているか。

教育長

2. 小中学校への校区外通学について

現在、小中学生を対象にしたスクールバスは校区内の生徒児童の利用を対象としており、校区外へのバスの運行は行っておりません。そのため

「校区外への通学の場合は、保護者が送迎する」というルールがあります。

子供たちの安全な通学や、円滑なスクールバスの運用のためにあるルールではあります。

しかし、愛南町は町村合併して21年目となりますが、合併前の町村の区画をそのまま引き継ぐなど、校区の基準も疑問視されております。閉校のための仕方のない転校でも、校区の縛りのために家から近い学校ではなく、遠くても校区内の学校へ通うという事案もあります。

そもそも、校区とは通学範囲の区画であり、地域コミュ

ニティとの連携や、通学の利便性や安全性を高めるために設けられているものです。閉校後、現在定められている校区の学校に通うことになると、地域コミュニティとの連携や通学の利便性は減少し、校区の目的のすべてが達成されるものではないと考えます。

町内では速いスピードでの閉校・休校・統合がなされており、今後もその予定がある中、

「通学に不便になり学校が遠すぎるので、愛南町から出ました」という声も聞かれるようになりました。

子供たちにとっても保護者にとっても、通学と暮らしやすい町は直結する課題と考え、以下の質問をいたします。

- (1) 校区外への通学について、スクールバスの運行が変更になる予定はあるか。
- (2) 校区外への通学について、なんらかの通学補助ができる予定はあるか。
- (3) 現在の校区について、変更になる可能性はあるか。